

すべての子どもにとって 笑顔と感動があふれる学校生活をめざして

～大野町立西小学校のいじめ防止基本方針 <概要> ～平成26年4月 策定

ここに定めるものは、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の第13条を踏まえ、西小学校における「いじめに関する学校の指導方針」と「家庭へ協力依頼」をお示して、「すべての子どもにとって笑顔と感動があふれる学校生活をめざして」まいります。

保護者の方並びに関係の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たります。

- ・ 「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・ 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての構え

- ・ 学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守ります。
- ・ 全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応します。
- ・ 「いじめは、人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底します。
- ・ 「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成します。
- ・ いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届けます。

2 いじめの発生を未然防止するために

教職員と子どもとの信頼関係、児童同士の信頼関係「仲間づくり」を築き強固にします。

- (1) 子どもたちが主体的に考え、活動する場面を大切にし、「語り、学び合う授業」をめざして、「分かった」・「できた」・「楽しかった」という思いをもたせることができる授業を工夫します。
- (2) 教職員と子どもとの間に望ましい人間関係を築くことにより、子どもが信頼して自分の苦しみを訴えることができるようにします。そのために、日頃から子どもとの触れ合いの時間を多くし、相互信頼の関係をつくりあげてまいります。
- (3) 児童同士では、学級目標を強く意識し、「この仲間と一緒に過ごせて本当によかったと言える」仲間づくりをめざします。特に、各行事や教育活動に向けての取り組みで、「仲間づくり」を強く意識して指

導することはもちろん、相手を傷つけるようなトラブル時には、傍観者にならず「厳しい思いやり」＝注意ができる、自浄力のある集団を目指して信頼関係を強固にします。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進をします。

3 いじめの発生をすぐに発見するために

すべての教職員が「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る。」という認識をもち、子どもを見届けるアンテナを高くし、その感度を鋭くします。

(1) 下記の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」をもとに、日常的な観察を行うことで、子どもたちの変容を見抜くようにします。

【いじめ早期発見のためのチェックリスト】

【表情・態度】

- 元気がなく、落ち込んでいる。
- 視線を合わせようとしない、態度がおどおどしている。
- 顔色が冴えない。
- 表情が暗く、硬い。
- 沈み込んだり、泣いたり、情緒が不安定である。
- 人の嫌がる仕事をしたり、最後まで一人で仕事をしたりする。
- 給食を食べ残すことが多くなる。
- 一人で掃除や片付けをしていることが多い。
- 日記や生活ノートなどに不安や悩みを訴える。
- 理由もなく成績が下がる。

【学校内での様子】

- 遅刻や早退が目立ち、学校を休みがちである。
- 持ち物や教科書、ノートなどにいたずら書きがある。
- 教科書やノート等の持ち物がよく紛失する。
- 傷やあざ、鼻血を出した跡がある。
- 教員から離れようとせず、何かを訴えたような行動をとる。
- 仲間に入れずに一人でぼつんとしている。
- 保健室の出入りが多くなる。
- 休み時間に便所などに閉じこもる。
- 授業前ぎりぎりに教室に戻る。または、教室に戻りたがらない。
- 意見を述べると周囲から野次や奇声がとぶ。
- 勝手に席を替えられている。
- 【集団の様子】
- ふざけた雰囲気の中で、班長や学級代表等を選ぶ。
- 授業中、特定の子どもの方にみんなの視線が向く。
- いつも特定の子どもの机が曲がっている、机を離す状況が見られる。
- 掲示物や黒板に悪口の落書きがある。
- 些細なことで冷やかすグループがある。
- 失言を笑われる子どもがいる。
- 仲間に入れずに、一人になってしまう子どもがいる。
- 一人で掃除や給食の片付けをしている子どもがいる。
- あるグループが、他の子どもに指示したり、威嚇したりする態度が見られる。
- 家庭から金品をたびたび持ち出すようになった。
- 保護者の目を気にしながら、数人でこそこそと話す姿が見られるようになった。

(2) 学級担任と子どもが行う「教育相談」、学校と保護者とが交わる「学年・学級懇談会」や「PTA 本役員会」、学校と地域が交わる「学校評議員会」、「民生児童委員さんと語る会」の中の対話を通して、一人ひとりの子どもの状況をきめ細かに把握する体制を整備します。

(3) 養護教諭や個別支援員、スクールカウンセラー、スクール相談員、場合によっては、スクールアドバイザーと連携を図って、子どもの悩みを積極的に受け止める教育相談体制をとります。

(4) 家庭へ協力をお願いして、「保護者のためのいじめ兆候チェックポイント」を活用していただいたり、子ども自身が行う「いじめアンケート」「心の相談アンケート」を活用したりして、定期的、継続的な調査の実施と結果分析に基づいた計画的な取り組みを行います。また、毎日子どもが記している生活記録から状況の把握をします。

【保護者のためのいじめ兆候チェックポイント】

- 目立って元気がなくなり、口数も少なくなってきた。
- 「学校へ行きたくない」などと言出すことが増えてきた。
- 食欲がだんだんなくなってきた。

- 朝、起きた時や登校時になると体の具合が悪くなったり、異常を訴えたりすることがたびたびある。
- 学校から帰ったときの表情に、明るさがなくなった。
- 部屋に閉じこもって、誰とも話をしなくなった。
- 学校や友達の話をすることが少なくなった。
- 衣服が汚れていたり、怪我をして帰宅したりすることがよくある。
- 持ち物がなくなることがよくある。
- 不審な電話がかかってきて、大人が出ると切れてしまうことがある。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭、学級担任等

学校職員以外（必要に応じて）

PTA会長等の保護者代表、校区連合自治会長、学校評議員、民生児童委員、町スクールアドバイザー等

5 いじめを確実に解消していくために

いじめが発生した場合には、問題が起きた背景を迅速かつ丁寧に把握し、いじめられた子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら、組織で問題の解決を図ります。

【いじめについての事実確認】

いじめの問題を解決するためには、いじめに気付いた段階での正確な事実確認をします。事実確認に当たっては、状況に応じ組織的に進めるとともに、事実を基に対策会議を開き、今後の対応方針等について共通確認をします。

【いじめられている子どもへの対応】

いじめられている子どもの立場で、共感的な理解に努めるようにします。特に、いじめられている子どもを最後まで守り通すという姿勢をもって対応するなど、信頼関係を改めて築くことを大切にしていきます。

【いじめている子どもへの対応】

いじめている側の子どものには、相手の苦しみを理解させるとともに、自分の責任を自覚させます。また、思いやりの心を大切にするような指導を通し、二度と同じことを繰り返さないようにします。

【周囲の子どもへの対応】

いじめ問題への対応は当事者のみならず、周囲の子どもへの対応が重要で、いじめられている子どもの心の苦しみを理解させ再発防止に向けた指導を行います。

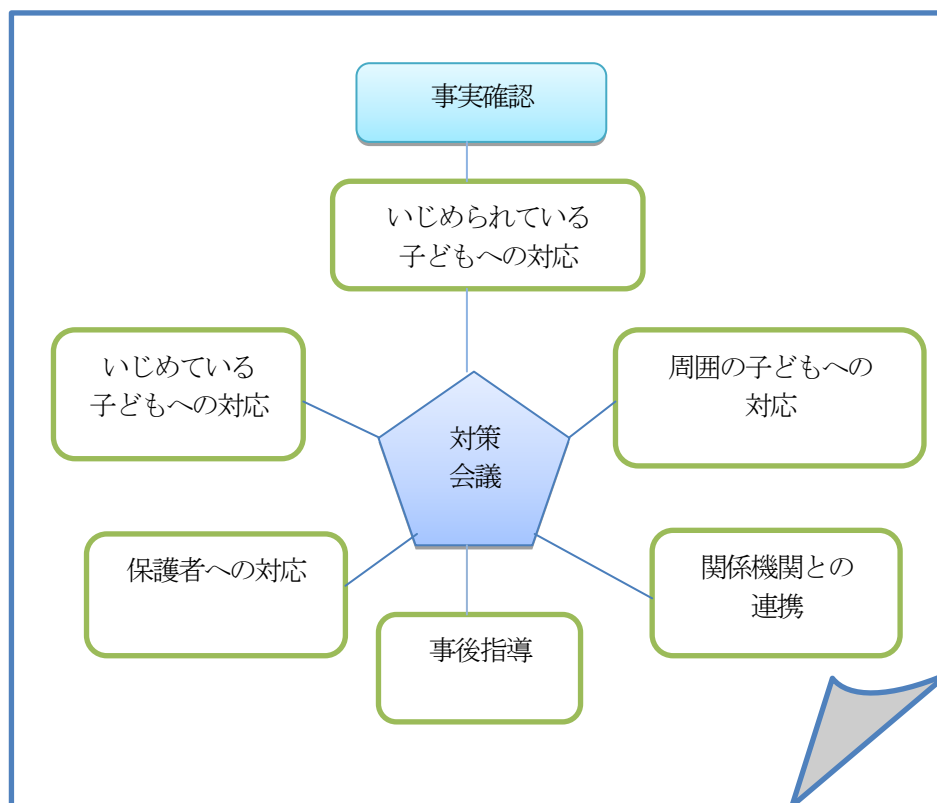
【保護者への対応】

学校は、双方の保護者と直接会って、事実とともに学校の指導方針も伝えます。いじめが表面上収まっても、定期的に学校生活の様子を保護者に伝え協力を得ます。

【関係機関との連携】

学校内だけでは解決を図ることが困難な場合には、更なる事態の悪化を防ぐために教育委員会と連携し、必要に応じ他の関係機関とも速やかに連携を図ります。

《いじめ発生から解決に至るまでの対応のモデル》



6 いじめに関してご家庭の協力を

いじめの早期発見・早期対応のために、各家庭へ協力を依頼し、学校、家庭、地域社会が一体となっていじめ問題に向かっていく姿勢を大切にしていきます。

- (1) 加害・被害にかかわらず、いじめに関係している子どもは、何らかのサインを発している可能性が高いので、家庭での変化を注意深く観察していただきます。そのために、「家庭用チェックリスト」を活用することをお勧めします。
- (2) 変化に気づいたり不安があったりする時は、すぐに学校に連絡し連携していただき問題解決に当たります。保護者としては、冷静に「聴く」「守る」「共に考える」ことが子どもに安心感を与えます。また、学校は保護者の皆さんと協働して解決を図ることを約束します。
- (3) 子どもの意向（学校に言わないでほしい）によっては、まずは学校以外の関係機関に相談することも考えられます。ただし、最終的には、学校で解決していかなければならない問題であると認識していただき、協力をお願いします。
- (4) 「いじめ」は、人として絶対に行ってはならないという認識のもと、時には、子どもに寄り添い温かい励ましの言葉がけを、また時には、人を大切にする意味を含め、強い信念に基づいた言葉がけを、ご家庭でも絶えずかけていただきますようよろしくお願いいたします。
子どもたち一人一人のあふれる「笑顔」と「感動」のために、ご支援のほどよろしくお願いいたします。